

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.032

処 分 名	事故時の応急措置命令（移動タンク貯蔵所）
処 分 の 概 要	<p>移動タンク貯蔵所において、危険物の流出その他の事故が発生したときに、直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。</p>
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第16条の3第4項
処 分 基 準	<p>◎危険物の流出その他の事故が発生した移動タンク貯蔵所において、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じていないと認める場合は処分の対象となります。</p> <p>なお、処分の性質上、どのような場合にいかなる措置命令を行うかは、個々の事案ごとに危険物の流出その他の事故の状況に基づき判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第16条の3第4項 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第6項において準用する第11条の5第4項において同じ。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第1項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第16条の3第1項 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じなければならない。